

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 10 月 3 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700175号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1700018号

第1 結論

昭和55年5月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年5月から昭和61年3月まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)の年金記録では、請求期間に係る国民年金保険料を納付していないことになっているが、同居している長男の妻が、私の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。私の夫の年金記録に、最低でも1年分の国民年金保険料の納付が認められれば、私が遺族年金を受給することができるので、調査の上、請求期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の長男の妻が、訂正請求記録の対象者及び請求者の請求期間に係る国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと主張しているところ、請求者の請求期間に係る国民年金保険料は納付されている。

しかしながら、国民年金被保険者台帳により、訂正請求記録の対象者が昭和50年2月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できること及び社会保険オンラインシステムの記録により、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の国民年金被保険者資格の再取得処理は、昭和61年11月14日に行われていることが確認できることから、当該処理が行われるまで、訂正請求記録の対象者は国民年金に未加入とされており、訂正請求記録の対象者の国民年金保険料を納付することはできない。

また、上記の国民年金被保険者資格の再取得処理が行われた時点で、訂正請求記録の対象者

の請求期間のうち昭和 55 年 5 月から昭和 59 年 9 月までの期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者自身が A 社を退職後の昭和 55 年 4 月又は同年 5 月に、請求期間に係る国民年金被保険者資格の再取得手続を行ったとしているが、上記のとおり、社会保険オンラインシステムの記録によると、訂正請求記録の対象者の当該手続は昭和 61 年 11 月 14 日に行われていることが確認できる上、訂正請求記録の対象者は既に亡くなっていることから陳述を得ることができない。また、請求者の長男の妻は、訂正請求記録の対象者の国民年金保険料の納付については、自身が行っていたが、国民年金被保険者資格に係る加入手続についてはわからないと陳述していることから、訂正請求記録の対象者が、国民年金被保険者の資格加入手続を昭和 55 年 4 月又は同年 5 月に行っていたことをうかがわせる事情はない。

加えて、請求者は、長男の妻が、請求期間に係る訂正請求記録の対象者及び請求者の国民年金保険料と一緒に納付していたとしているが、訂正請求記録の対象者の国民年金保険料は、前述の再取得処理が行われた時点で、請求期間のうち昭和 59 年 10 月から昭和 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を遡って納付することとなるところ、社会保険オンラインシステムの記録によると、請求者は当該期間中の昭和 60 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得了ことにより、昭和 60 年 11 月から昭和 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料が昭和 61 年 3 月 12 日に還付決議されており、請求者の昭和 60 年 11 月から昭和 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料は遡って納付されたものではないことから、請求者の長男の妻が、訂正請求記録の対象者及び請求者の国民年金保険料と一緒に納付していたものとは考え難い。

また、訂正請求記録の対象者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。